

経済安全保障と独占禁止法に関する事例集

経済安全保障に関連する想定事例として、経済産業省及び国土交通省から提示された15の事例について、提示された内容を前提に、公正取引委員会が独占禁止法上の考え方を示すものである。

ただし、最終的な独占禁止法上の問題の有無については、個別具体的な事案ごとに評価されることに留意する必要がある。また、海外競争法や他の規律についても留意する必要がある。

なお、独占禁止法の基本的な考え方については、「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」を参照。

令和7年11月20日

公正取引委員会・経済産業省・国土交通省

目次

1. 背景

- ・第6回経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議 . . . P3
- ・想定される企業間連携 . . . P4

2. 想定事例

情報交換	・業務提携・買収提案に関する情報交換（事例①） P7,8 ex. 電子機器や高機能素材等 ・流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換（事例②） P9,10 ex. 電子機器や高機能素材等 ・アンチダンピング申請に関する情報交換（事例③） P11,12 ex. 金属 ・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例④） P13,14 ex. 自動車内燃機関部品 ・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例⑤） P15,16 ex. 素材産業等	企業結合	・寡占市場における企業結合（事例⑨）※事例①⑥⑦の発展事例 P27,28 ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・市場が縮小する事業に関する統廃合（事例⑩）※事例⑤の発展事例 . . . P29,30 ex. 素材産業等 ・過剰供給市場におけるポートフォリオ調整（事例⑪） P31,32 ex. 素材産業等 ・事業の安定性・持続性を考慮した業界再編（事例⑫） P33,34 ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・競争力を維持・確保するための統合・合併（事例⑬） P35,36 ex. 造船・舶用工業 ・国内で寡占的な複数事業者の統合・合併（事例⑭） P37,38 ex. 造船・舶用工業
共同行為	・重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達（事例⑥） P19,20 ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等） ・供給が限られる製品等の川下市場への配分（事例⑦） P21,22 ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等） ・競争力を維持・確保するための共同行為（事例⑧） P23,24 ex. 造船・舶用工業	その他	・他社との共同研究開発の制限（事例⑮） P41,42

3. 参考資料

. . . P43

経済安全保障を推進するに当たっての独占禁止法の論点

（第6回経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議（2025年4月15日））

- 安全保障環境が複雑化する中で、日本企業は以下のようなリスクに直面しており、我が国の自律性、不可欠性を喪失するリスクがある。
 - （1）国家紛争・自然災害・疫病等による重要物資の供給途絶
 - （2）供給停止等の経済的威圧や取引への国家介入、また、その結果としての技術移転強要
 - （3）他国企業の高度技術獲得、さらに大規模な国家補助金等を背景とした過剰供給による競争過熱による事業性の悪化
- これらの脅威・リスクに対応するためには、**中長期かつ大規模な投資が必要**になるとともに、**サプライチェーン全体や企業間での情報交換や特定の技術・製品を有する企業間の連携・再編が一層重要**になっている。
 - （例）①日系下位企業への海外企業からの買収提案を通じた情報漏洩の防止や国内での企業再編
 - ②競合他社間や垂直的取引の相手方等、企業が属するサプライチェーンでの情報交換や共同行為を通じた技術管理
 - ③海外依存度が高い原材料の安定的な調達のための企業間での連携（情報交換、共同調達）
- 一方で、**産業界からは以下のような声**もある。
 - ①外国の過剰供給やサプライチェーンの独占化が懸念されている中で、国内企業がこれに対抗すべく、中長期かつ大規模な投資を行うための企業統合を行う必要性が高まっているにも関わらず、**企業結合規制に抵触するおそれがある**との漠然とした懸念などを理由に、**企業において企業結合のオプションが検討の俎上に上りづらい**
 - ②企業間で交換する情報の内容によっては**カルテル違反のおそれがある**との漠然とした懸念などを理由に、企業の法務部や弁護士が独禁法を理由に保守的な判断を下す傾向とあいまって、**企業間の対話を躊躇してしまう**
- 市場における事業者間の公正かつ自由な競争を維持し、一般消費者の利益を確保することは重要。経済安全保障を推進する観点からは、**外国の過剰供給や優位性技術の流出**によって、**日本企業のグローバルな競争優位性が失われることを防止**するのも重要であり、**事業者間における情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為について、独禁法上の基本的な考え方を整理し、産業界に周知を行うことが必要**ではないか。

想定される企業間連携

- 我が国が技術優位性を持つ領域（電子機器、高機能素材等）について、技術流出の防止や国際競争力の向上のために必要な企業間連携
- 海外依存度の高い原材料（重要鉱物等）について、安定的な供給確保に必要な企業間連携
- 国内事業者の撤退や人手不足等により、海外への発注割合が上昇している産業（造船・舶用）について、国内のサプライチェーンの維持に必要な企業間連携

経済安全保障上重要な物資・技術 (経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプランにもとづく例)

		① 破壊的技術革新が進む領域 (技術優位性の創出)		② 我が国が技術優位性を持つ領域 (機微技術の流出・拡散防止)		③ 対外依存の領域 (過剰依存構造の防止・是正)	
コンピュータ コンピューティング	計算資源 ソフトウェアレイヤー	量子コンピュータ		組み込みソフトウェア・システム		クラウド	
	基盤技術レイヤー 製造SCLレイヤー	先端・次世代半導体		高性能パワー半導体 高性能な電子部品		一般的な電子部品 一般的なレガシー半導体	
	その他	光電融合 PFAS代替		マイコン 半導体製造装置・部素材		PC・スマホ・タブレット	
クリーン テック	くらし分野	全固体電池 固体電解質		液体リチウム電池(三元系) 正負極バインダー		液体リチウム電池(LFP) 重要鉱物 (エネルギー転換に不可欠な銅・白金、リチウム、コバルト、黒鉛、等)	
	エネルギー分野	次世代型太陽電池(ペロブスカイト) フュージョンエネルギー(部素材等)		3D要素 封止技術 原子力機器・部素材等製造技術(重要機器・部品)			
	産業分野			水素還元製鉄技術			
バイオ テック	バイオものづくり	大量培養・発酵生産技術 微生物・細胞設計プラットフォーム		分析装置 分離・精製技術(分離膜など)			
	医療機器	SaMD等のデジタル領域 血管内治療		CT/MR/内視鏡 検査機器		人工呼吸器 基礎的医療機器(ガーゼ・シリンジ等) 生体計測機器 パースメーカー等の治療機器	
	医薬品	遺伝子編集・合成		細胞治療薬の製造(PS細胞等)		後発医薬品製造・原料(抗菌性物質製剤など)	
3分野 以外	防衛・宇宙	防衛・宇宙分野の先端技術、重要機器・部品等		航空機部素材等(炭素繊維・エンジン用素材) 人工衛星・ロケット		航空機部素材等(大型鋳造・鍛造) 人工衛星・ロケット	
	基盤技術等			工作機械・産業用ロボット 産業用データ 品質安定化/ノウハウ・すり合わせ技術		永久磁石	

(出所)

左図：経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン再改訂（5月30日）7ページ図表7（経済産業省）
右図：サプライチェーン強化の取組（重要物資の安定的な供給の確保に関する制度）の認定実績（2025年10月29日時点）（内閣府）
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html

経済安全保障推進法における特定重要物資

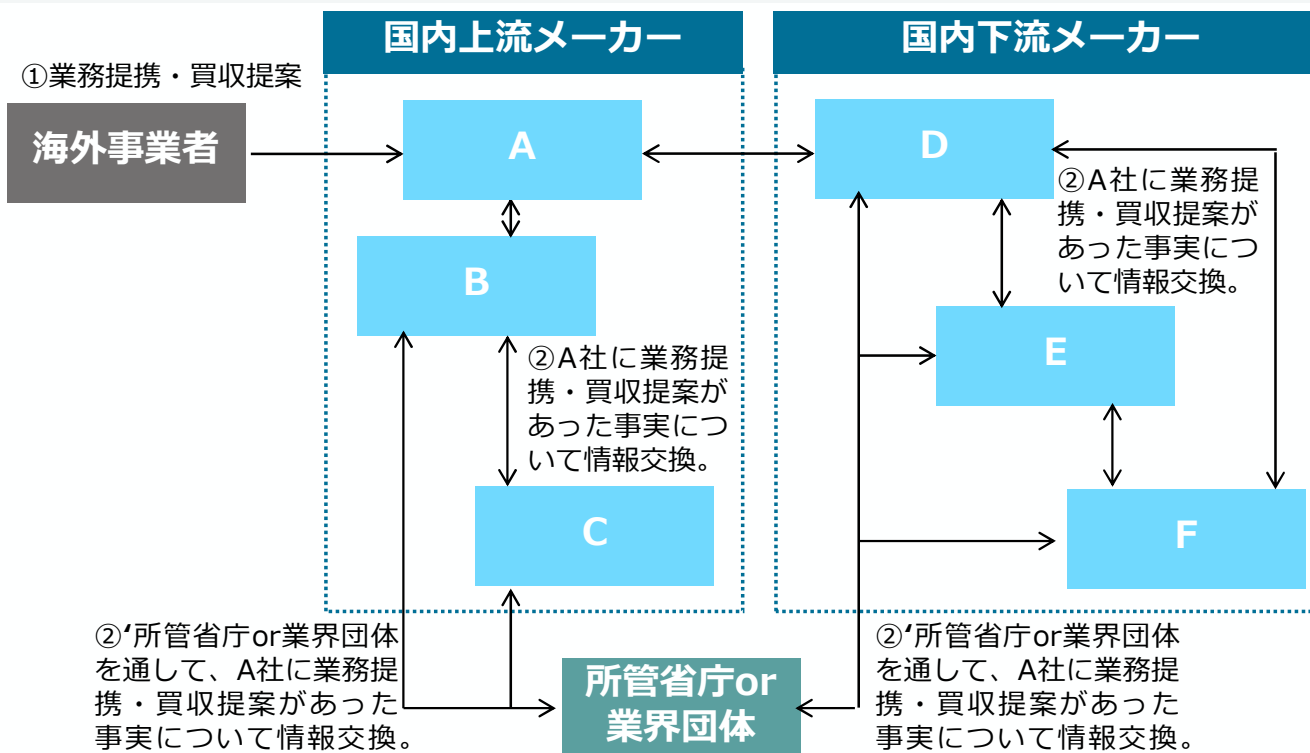
抗菌性物質製剤（厚労）（2件認定） 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	肥料（農水）（12件認定） 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	船舶の部品（国交）（10件認定） 生産基盤強化 ・エンジン（2ストローク・4ストローク） ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ
半導体（経産）（26件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置（部素材含む） ・半導体部素材（部素材含む） ・半導体原料（黄リン、ハロゲン、希ガス、蛍石等）	蓄電池（経産）（35件認定） 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	航空機の部品（経産）（18件認定） 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鋳造品 ・CMC ・炭素繊維 ・鋳造品 ・SiC繊維 ・スポンジタン
永久磁石（経産）（5件認定） 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアース磁石	先端電子部品（経産）（4件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・電子部品製造装置（部素材含む） ・電子部品部素材（部素材含む）	工作機械・産業用ロボット（経産）（5件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・減速機 ・リニアガイド ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト） ・サーボ機構 ・PLC ・リニアスケール ・CNCシステム ・ボールねじ
重要鉱物（経産）（6件認定） 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン ・リチウム ・ガリウム ・タングステン ・ニッケル ・グラファイト ・グリンマニウム ・フッ素 ・コバルト ・レアース ・ウラン	可燃性天然ガス（経産）（1件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	クラウドプログラム（経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機

The background features abstract geometric shapes. A blue shape is at the top left, a white shape is at the top right, and a large blue shape is at the bottom right.

情報交換に関する想定事例

(事例①) 業務提携・買収提案に関する情報交換

- 海外事業者により、サプライチェーン上重要な部品・素材メーカーに対する業務提携（他国への生産拠点の移転や技術供与等）や買収の提案がなされたところ、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、海外事業者からの当該提案の事実に関して情報交換を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：業務提携や買収に伴う、我が国メーカーの優位技術流出・国内生産基盤毀損を防ぐ必要がある。



想定業種・製品

電子機器や高機能素材等

論点

- ・ 海外事業者より業務提携・買収提案がなされていることに関する情報を事業者間で共有することが独占禁止法上問題となるか。
- ・ 所管省庁・業界団体を通じて、上記情報を共有する場合はどうか。

事例① 業務提携・買収提案に関する情報交換

海外事業者から国内事業者に対する業務提携や買収の提案がなされた際に、国内事業者間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、海外事業者からの当該提案の事実に関して情報交換を行う事例



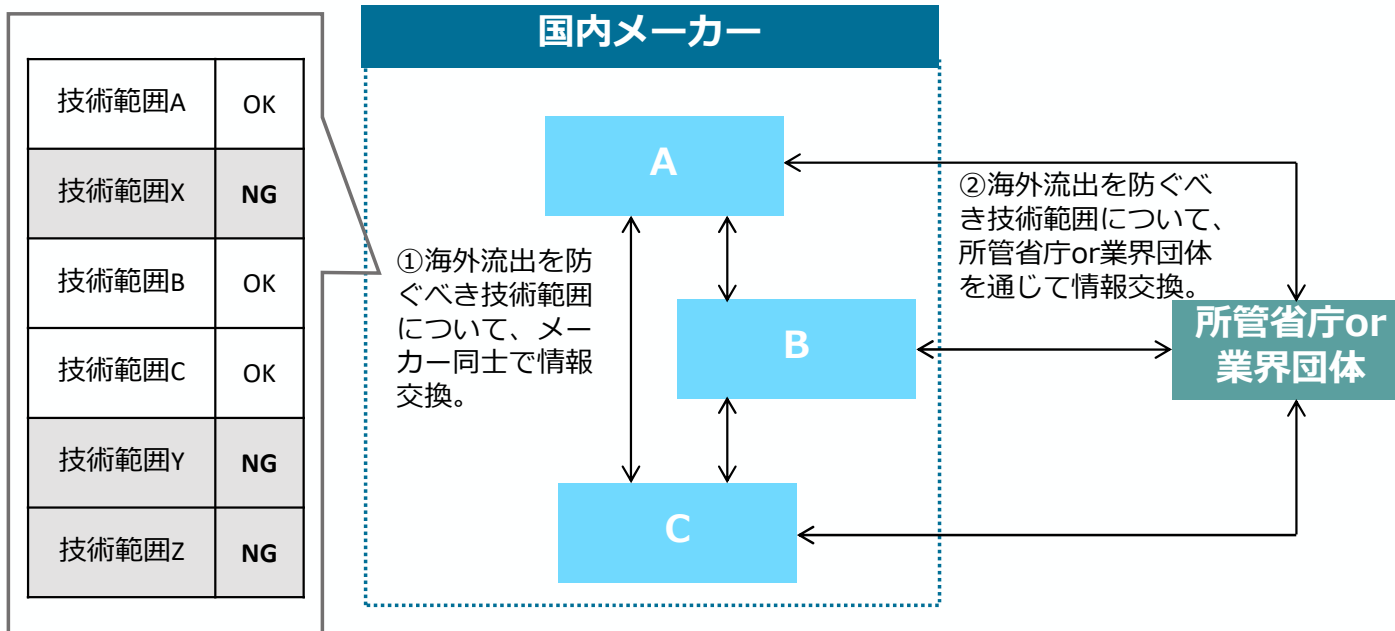
＜独占禁止法上の考え方＞

- 海外事業者から業務提携や企業結合の提案を受けた事業者が、当該提案がなされた事実について、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で情報交換・共有することは、通常、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1
「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」第2の9

(事例②) 流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

- 日本が優位性を持つ技術について、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：仮に1社でも技術提供すると、日本の技術優位性や国際競争力が低下する可能性があるため、あらかじめ業界内で守るべきコアコンピタンスに関する認識合わせをしておく必要がある。



想定業種・製品

電子機器や高機能素材等

論点

- ・ 海外事業者への流出を防ぐべき技術の範囲について、事業者間で情報交換を行うことが独占禁止法上問題となるか。
- ・ 所管省庁・業界団体を通じて、上記情報を共有する場合はどうか。

事例② 流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

国内事業者が優位性を持つ技術について、国内事業者間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例



＜独占禁止法上の考え方＞

- 重要な技術やノウハウを有する事業者が、海外事業者への流出を防ぐべき重要な技術やノウハウの種類又は用途について、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で情報交換・共有すること自体は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- なお、事業者間で、共同して技術やノウハウの内容又は水準について取り決めることにより、技術や製品をめぐる競争に悪影響を及ぼす場合には、技術制限カルテルとして独占禁止法上問題となるおそれがある。

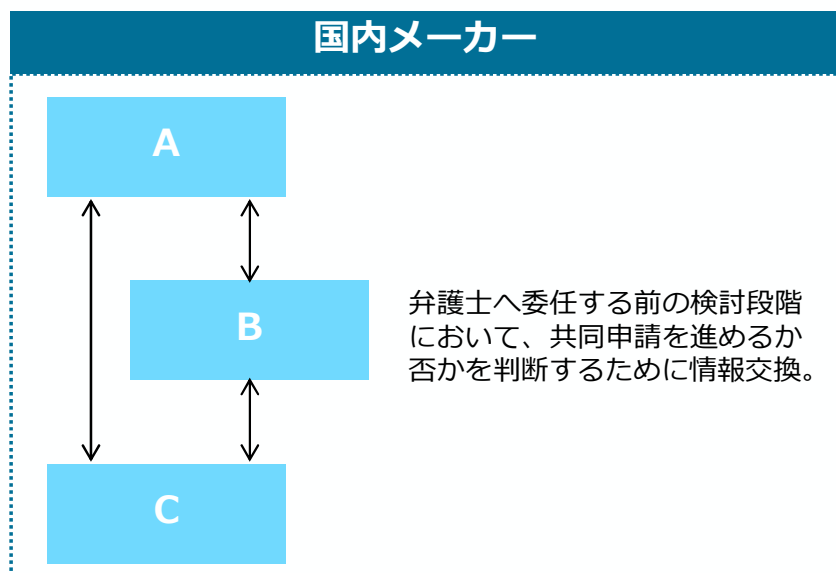
【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1

「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」第2の9

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」第3の2

(事例③) アンチダンピング申請に関する情報交換

- 海外事業者が廉価販売を実施している製品のアンチダンピング措置の共同申請について、当該製品の国内メーカー間で具体的に進めるか決まっておらず、まだ弁護士へ委任していない検討段階において、共同申請を進めるか否かを確認するための情報交換を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：ダンピングによる国内事業者への損害を取り除き、国内事業者の競争力を保つためにはアンチダンピング申請は重要であり、事業者間で共同申請の実施を決定するためのスムーズな情報共有が必要である。



想定業種・製品

金属

公正取引委員会による過去の見解

- 「第2回アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会」（2020年9月30日）にて、類似の論点について、独占禁止法上の考え方が以下のとおり示されている※。

※https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/petition/data/dokkinhou_20201026.pdf

- ✓ 公表情報等の一般的な情報を共有した上でアンチダンピング措置の共同申請の検討を開始するか否かの連絡を行うこと自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- ✓ 共有に当たり、クリーンチームの組成等情報遮断措置を講じる等の配慮が必要とされる情報は、事業者が供給し若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格、数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容又は予定する設備投資の限度等、事業者の現在又は将来の事業活動に重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報。

事例③ アンチダンピング申請に関する情報交換

海外事業者が廉価販売をしている製品のアンチダンピング措置の共同申請について、検討段階において、国内事業者間で共同申請を進めるか否かを判断するための情報交換を行う事例



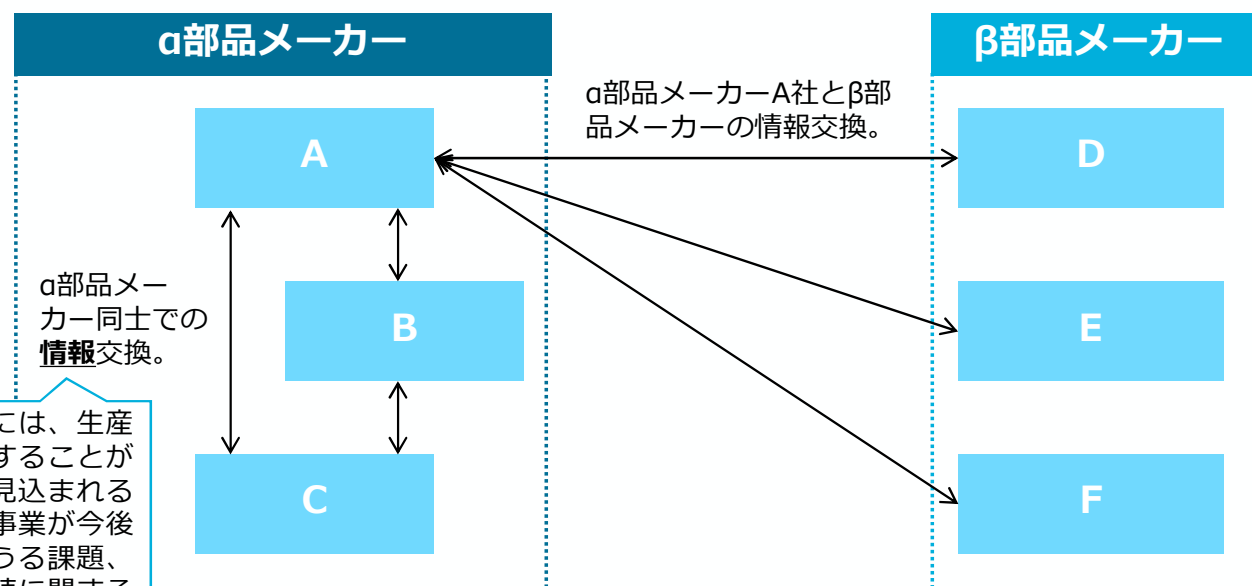
＜独占禁止法上の考え方＞

- アンチダンピング措置の共同申請に関する検討状況について、事業者間で情報交換・共有することは、通常、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「「アンチダンピング措置の共同申請」における独占禁止法上の考え方について」(令和2年9月30日)
「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1

(事例④) 市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換

- 脱炭素化の実現に向けて、製品Xから排出量を低減した製品Yへの事業転換が進められつつある業界において、製品Yに転用できない製品Xの部品（α部品、β部品）は将来的な供給過多が予測されるため、事業者の体力があるうちに事業譲渡等の集約化を図るべく、生産を維持することが必要と見込まれる数量、事業が今後直面しうる課題、操業継続に関する意向等について、事業者間で情報交換を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：製品Xの部品は日本が技術優位性・国際競争力を持ち、海外事業者が技術獲得を狙う分野であり、技術優位性・国際競争力を維持するには国内企業間での集約化が望ましい。



具体的には、生産を維持することが必要と見込まれる数量、事業が今後直面しうる課題、操業継続に関する意向等を想定。

想定業種・製品

自動車内燃機関部品

論点

- ・ 事業者間で、情報交換を行うことが独占禁止法上問題となるか。
- ・ 情報交換の際に、具体的に留意すべき事項はなにか（情報の内容や情報交換の際の社内体制等）。

事例④ 市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換

脱炭素化の実現に向けて、製品Xから排出量を低減した製品Yへの事業転換が進められつつある事業分野において、製品Yに転用できない部品は将来的な供給過多が予測されるため、事業者の体力があるうちに事業の集約化を図るべく、生産を維持することが必要と見込まれる数量、事業が今後直面する可能性のある課題及び操業継続に関する意向に関して、国内事業者間で情報交換を行う事例



＜独占禁止法上の考え方＞

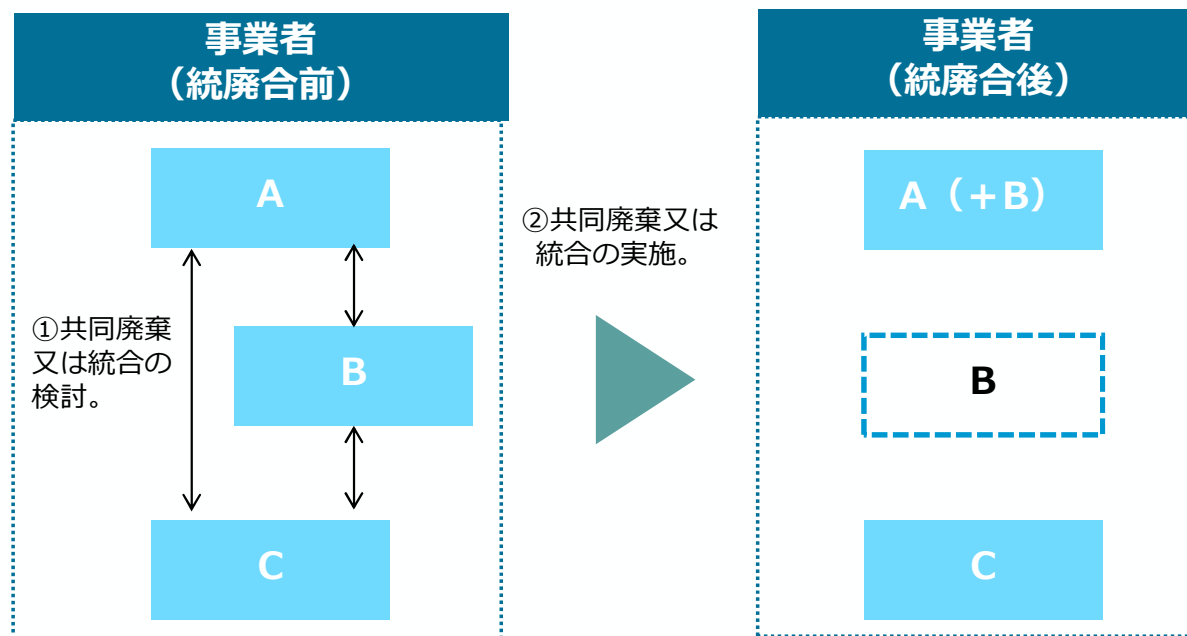
- 将来の生産数量等の重要な競争手段に関する情報交換であっても、事業の集約化の検討に当たり当該情報が合理的に必要な範囲のもので、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段に関する情報交換によって、将来の生産数量等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。
- 本件の情報交換に当たり留意すべき事項としては、生産者を誰にするかといった調整やすみ分けが生じないような工夫が必要であることや、競争者に関する情報を社内で共有する際には必要な情報遮断措置（クリーンチームの設置等）を講じることが挙げられる。

（注）クリーンチームとは、一般的に、競争関係にある事業に直接従事し又はその決定に関与していない内部者（非現業者）と外部アドバイザーをメンバーとして構成されるものをいう。

【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1、第1の3
「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」第2章

(事例⑤) 市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換

- 将来的に需要減少が想定されている事業分野について、需給の均衡がとれている現段階において、事業者間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合について情報交換する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：将来的に需要減少が想定されている事業分野においては、海外事業者による競争圧力に対抗し、国内産業基盤を維持することが重要であり、国内事業者間でプラント等の共同廃棄又は統合を行うための情報を交換する必要がある。



想定業種・製品

素材産業等

論点

- ・ 現在の供給量（保管量）や将来の需要予測について事業者間で情報交換することが独占禁止法上問題となるか。

事例⑤ 市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換

将来的な需要減少が想定されている事業分野について、需給の均衡が取れている現段階において、国内事業者間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合に関して情報交換を行う事例



<独占禁止法上の考え方>

- 将来の生産数量等の重要な競争手段に関する情報交換であっても、プラント等の共同廃棄や統合の検討に当たり当該情報が合理的に必要な範囲のもので、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題としない。
- 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段に関する情報交換によって、将来の生産数量等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。

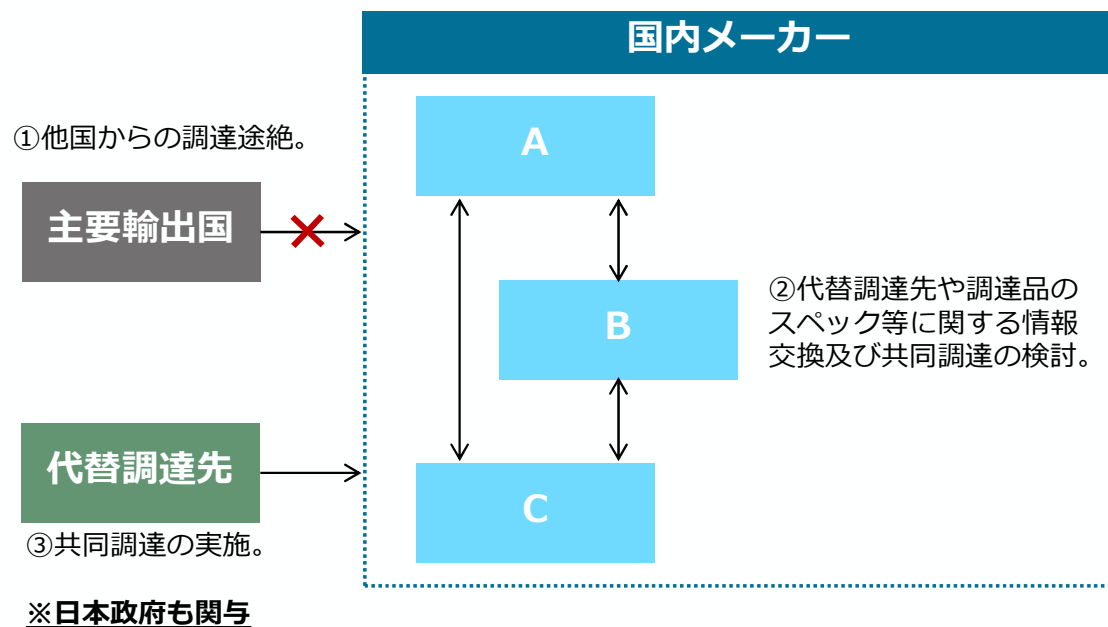
【参考】「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1、第1の3
「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」第2章



共同行為に関する想定事例

(事例⑥) 重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達

- 事業に不可欠な重要原材料について、（１）国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより国内メーカーの調達途絶が顕在化した場合又はその蓋然性が高いと政府が認め企業に情報提供した場合に／（２）平時から国内メーカーが調達途絶リスクに備える必要がある場合に、国内メーカー間で当該原材料の代替調達先や調達品のスペック等に関する情報交換及び共同調達を検討・実施する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：海外依存度の高い原材料の供給途絶のリスクに備え、事業者で連携して代替調達先を確保することが重要である。



想定業種・製品

他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等）

論点

- 海外依存度の高い原材料の供給途絶のリスクに備え、事業者間で代替調達先について情報交換・共同調達することが独占禁止法上問題となるか。
 - 共同購入に当たり共有する情報の内容（価格、数量、又はスペック等）により違いはあるか。
 - 関与事業者の原材料調達市場・製品販売市場におけるシェアの程度や製品価格に対する原材料の調達費用の比率により違いはあるか。
 - 共同調達への参加が自由であり制限が課されていないか否かにより違いはあるか。

事例⑥ 重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達

国内メーカーの事業に不可欠な重要原材料について、(1)国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる国内メーカーの調達途絶が顕在化した緊急時の場合又はその蓋然性が高いと政府が認めた場合や、(2)国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる国内メーカーの調達途絶リスクに備える必要がある場合において、国内メーカー間で重要原材料の代替調達先やスペック等に関する情報交換及び共同調達の検討・実施を行う事例

＜独占禁止法上の考え方＞

(重要原材料の調達途絶が顕在化した緊急時の情報交換・共同調達)〔前記(1)〕

- 国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより、震災時と同程度の調達途絶が発生した緊急時の場合又は震災時と同程度の調達途絶が発生する蓋然性が客観的に高い切迫した状況にあると政府全体で判断した場合の対応として、経済安全保障の確保を目的に、重要原材料の不足が深刻な期間に限り、事業者の間で、調達数量、調達先等の必要な情報に限って情報交換を行い、安定調達のために必要な共同調達を行う場合には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- なお、重要原材料の著しい不足が解決された後は、本件共同調達を直ちに終了する必要がある。

(重要原材料の調達途絶リスクに備えた情報交換)〔前記(2)〕

- 将来の調達数量等の重要な競争手段に関する情報交換であっても、重要原材料の調達途絶リスクの検討に当たり当該情報が合理的に必要な範囲のもので、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段に関する情報交換によって、将来の調達数量等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。

(重要原材料の調達途絶リスクに備えた共同調達)〔前記(2)〕

- 重要原材料の調達市場における参加事業者の購入シェアが低い場合や、製品販売市場における参加事業者の市場シェア又は製造コストに占める重要原材料の調達コストの割合が低い場合、製品販売市場における需要者が対抗的な交渉力を有しているなど需要者からの競争圧力が強い場合等には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- なお、本件の共同調達に当たり留意すべき事項としては、共同調達への参加が強制である場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある。

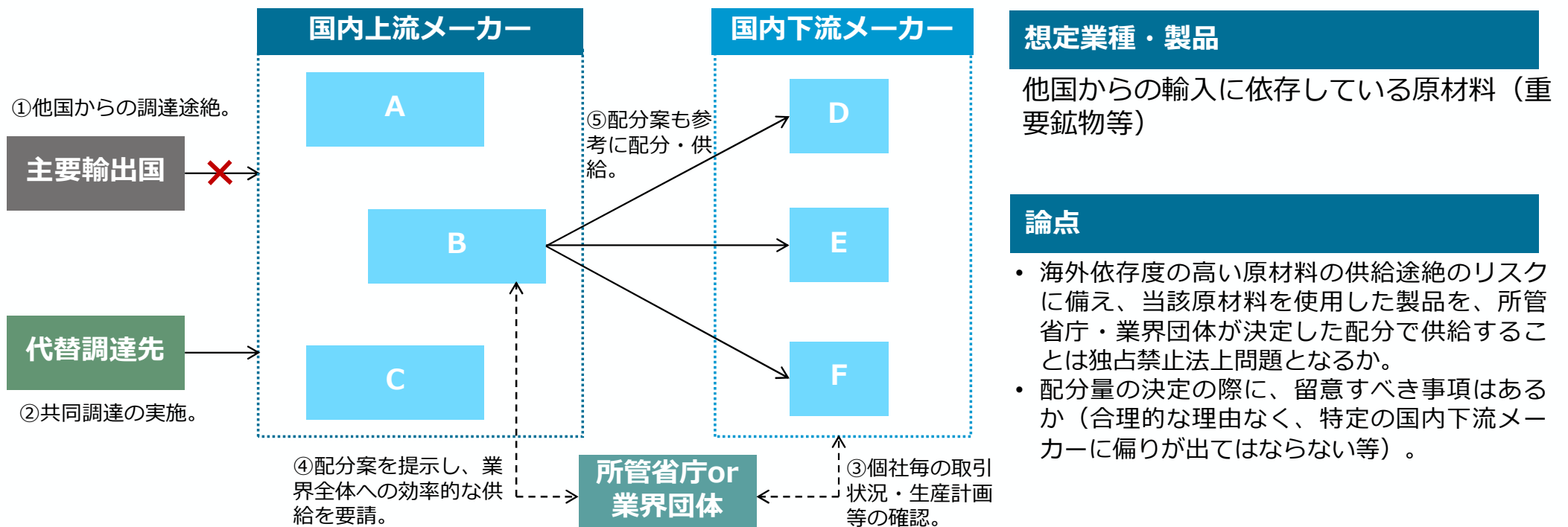
【参考】「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」、「東日本大震災に関連するQ&A」問2

「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」第1の1、第1の3

「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」第5章

(事例⑦) 供給が限られる製品等の川下市場への配分

- 事業に不可欠な重要原材料について、国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより調達途絶リスクに接した場合に、代替調達先から共同調達した原材料を使用した製品（調達途絶前の生産量に比して、共同調達後の生産量が過少）を国内下流メーカーに配分して供給する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより調達途絶が発生した場合、国内サプライチェーンにおいて川下で供給途絶や生産量の偏りが発生しないよう効率的に配分することが重要である。



事例⑦ 供給が限られる製品等の川下市場への配分

国内メーカーの事業に不可欠な重要原材料について、国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる国内メーカーの調達途絶が顕在化した緊急時の場合において、国内メーカーが代替調達先から共同調達した重要原材料を使用した製品について、所管省庁や業界団体が決定した配分で、国内メーカーが供給先に供給を行う事例



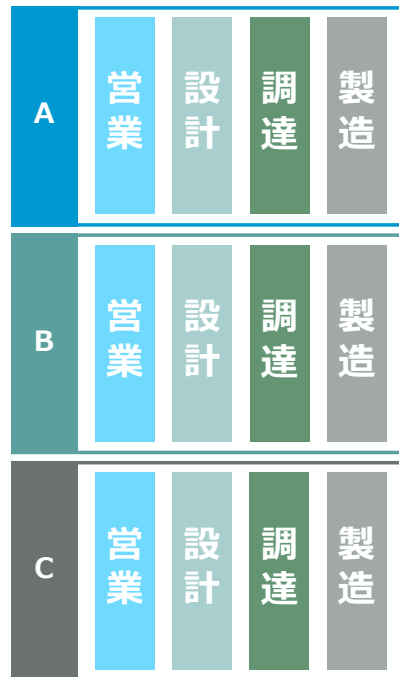
<独占禁止法上の考え方>

- 国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより、震災時と同程度の調達途絶が発生した緊急時の場合の対応として、経済安全保障の確保を目的に、重要原材料の不足が深刻な期間に限り、所管省庁が直接又は業界団体を通じて決定した配分で事業者が供給先に配分を行う場合には、原則として独占禁止法上問題とならない。
- なお、重要原材料の著しい不足が解決された後は、本件配分を直ちに終了する必要がある。

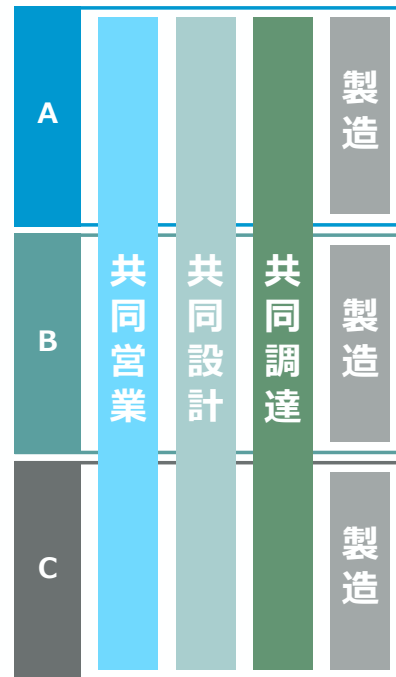
【参考】「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」、「東日本大震災に関連するQ&A」問2

(事例⑧) 競争力を維持・確保するための共同行為

- グローバル市場における競争に晒される中、国内事業者単独では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内競合事業者が共同で営業・設計・調達等を行うとともに、各事業者がその製品の製造を分担して行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：共同で営業・設計・調達等を行うことで生産効率を向上させ、国内事業者の競争力を維持・確保することが必要である。



A社、B社、C社が
共同で営業・設計・
調達等を実施。



想定業種・製品

造船・船用工業

論点

- ・ 国内事業者が共同で営業・設計・調達等を行うことが独占禁止法上問題となるか。

事例⑧ 競争力を維持・確保するための共同行為

グローバル市場における競争状況の中、国内事業者が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内事業者が共同で製品の営業・設計・調達を行うとともに、各事業者が分担して製品の製造を行う事例



＜独占禁止法上の考え方＞

- ①共同事業の内容（製品の価格等の重要な競争手段にどのような影響を与えるか）、②共同事業に参加する事業者の市場シェア（世界市場か国内市場か）、③共同事業の態様（参加や利用を強制するものでないかなど）を総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」第2の11

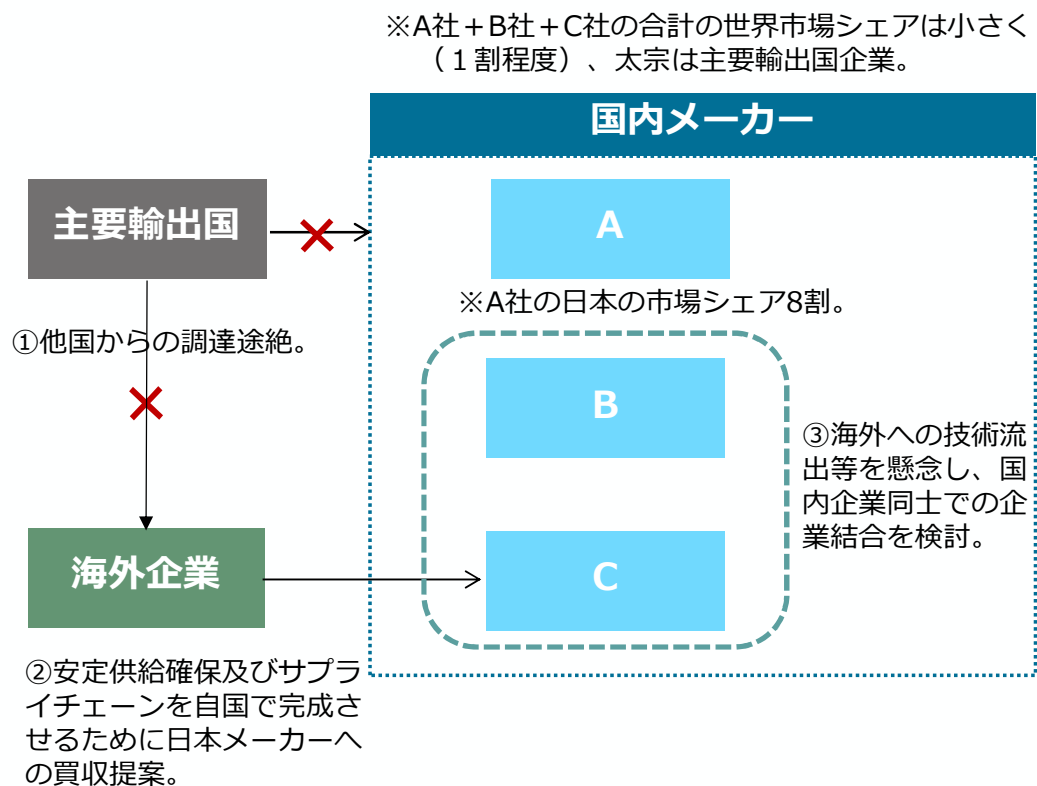


企業結合に関する想定事例

(事例⑨) 寡占市場における企業結合

事例①、⑥、⑦の発展事例

- 経済安全保障上重要な物資を製造する国内企業数が限定的であるところ、海外企業からの買収提案がなされた場合に、我が国の自律性・不可欠性を保持するため、国内企業間で企業結合する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：我が国メーカーの優位技術流出・国内生産基盤毀損を防ぐ必要がある。



想定業種・製品

あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品

論点

- ・ 実際に企業結合する際にどのような独占禁止法上の論点があるか。

事例⑨ 寡占市場における企業結合

経済安全保障上、有用な物資を製造する国内企業数が限定的であるところ、海外企業からの買収提案がなされた場合に、我が国の自律性・不可欠性を保持するため、国内企業間で企業結合を行う事例

- ◆ 国内企業3社の世界市場シェアは1割程度で、世界市場シェアの太宗は主要輸出国企業
- ◆ 国内企業A社の国内市場シェアが8割、残るB社とC社が企業結合



<独占禁止法上の考え方>

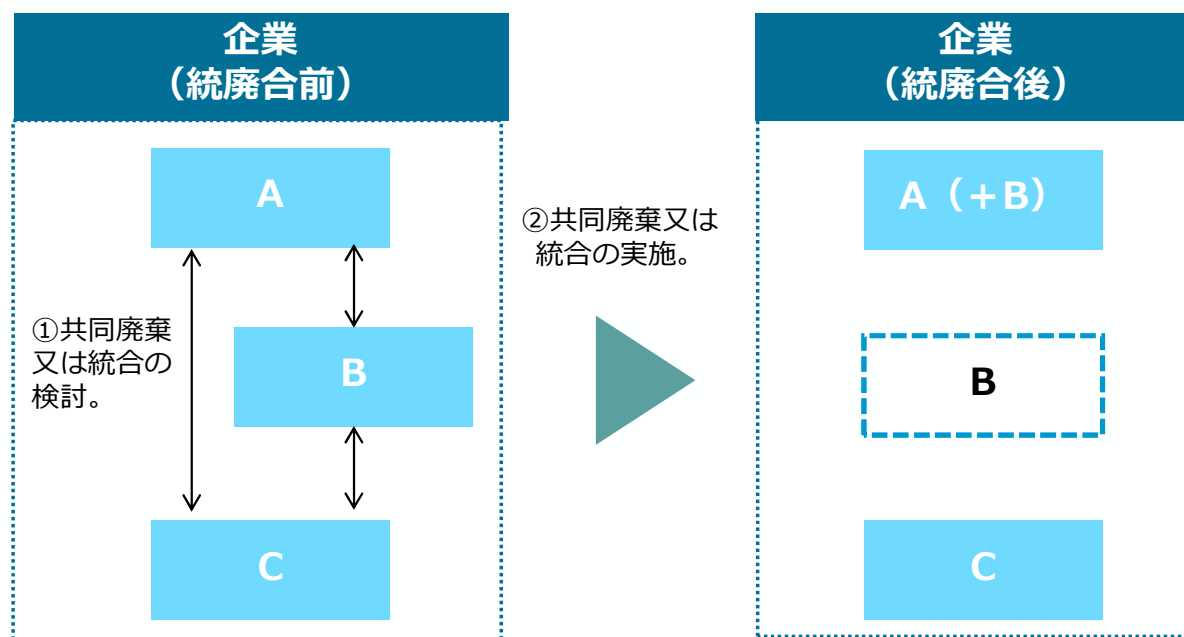
- 世界全体で地理的範囲が画定される場合は、当事会社を含む国内企業3社の世界市場シェア合計が1割程度という状況を踏まえると、セーフハーバー基準に該当する。
- 国内で地理的範囲が画定される場合でも、当事会社の国内市場シェア合計が2割以下という状況を踏まえると、セーフハーバー基準に該当する可能性がある。セーフハーバー基準に該当しない場合でも、セーフハーバー基準を僅かに上回る程度であり、国内企業からの競争圧力も十分に働くと認められることから、競争に与える影響は大きくないと評価できるため、通常、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑩) 市場が縮小する事業に関する統廃合

事例⑤の発展事例

- 将来的に需要減少が想定されている事業分野において、需給の均衡がとれている現段階において、企業間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：将来的に需要減少が想定されている事業分野においては、海外企業による競争圧力に対抗し、国内産業基盤を維持することが重要であり、国内企業間でプラント等の共同廃棄又は統合を行うための情報を交換する必要がある。



想定業種・製品

素材産業等

論点

- ・ 実際に共同設備廃棄や事業を統合する際にどのような独占禁止法上の論点があるか。

事例⑩ 市場が縮小する事業に関する統廃合

将来的な需要減少が想定されている事業分野について、需給の均衡が取れている現段階において、国内企業間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合を行う事例



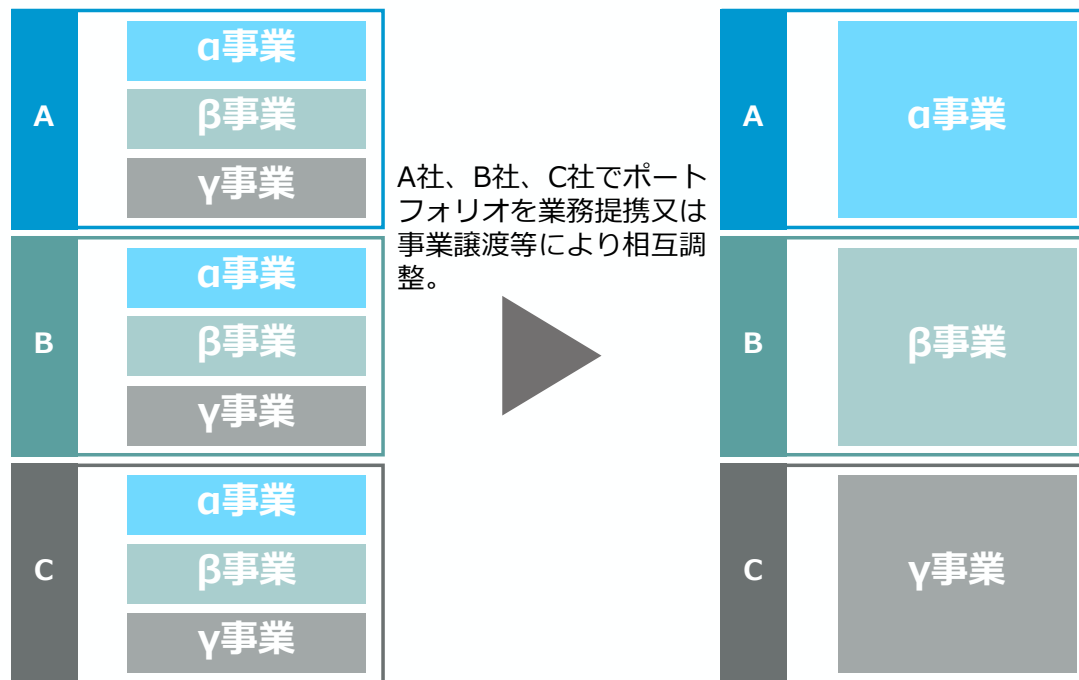
<独占禁止法上の考え方>

- 海外企業の競争圧力に対抗しなければならないほど海外製品が販売されているという状況を踏まえると、輸入圧力が働く場合が多く、当該輸入圧力が十分大きいと認められる場合は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 輸入圧力が働くことのみで独占禁止法上問題とならないと判断できないとしても、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③需要者からの競争圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑪) 過剰供給市場におけるポートフォリオ調整

- 海外企業が過剰供給によって廉価製品を販売することで市場シェアを伸ばしていく中で、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で業務提携又は事業譲渡等により、ポートフォリオを相互調整する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：ポートフォリオを相互調整することで生産効率を向上させ、国内企業の競争力を維持・確保することが必要である。



想定業種・製品

素材産業等

論点

- ・ 企業間でポートフォリオを調整することが独占禁止法上問題となるか。

事例⑪ 過剰供給市場におけるポートフォリオ調整

海外企業が過剰供給によって廉価製品を販売することで市場シェアを伸ばしていく中で、国内企業が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で業務提携又は事業譲渡等により、ポートフォリオの相互調整(事業・製品単位で、ある企業から切り離した事業・製品を他社に統合するといった取組)を行う事例



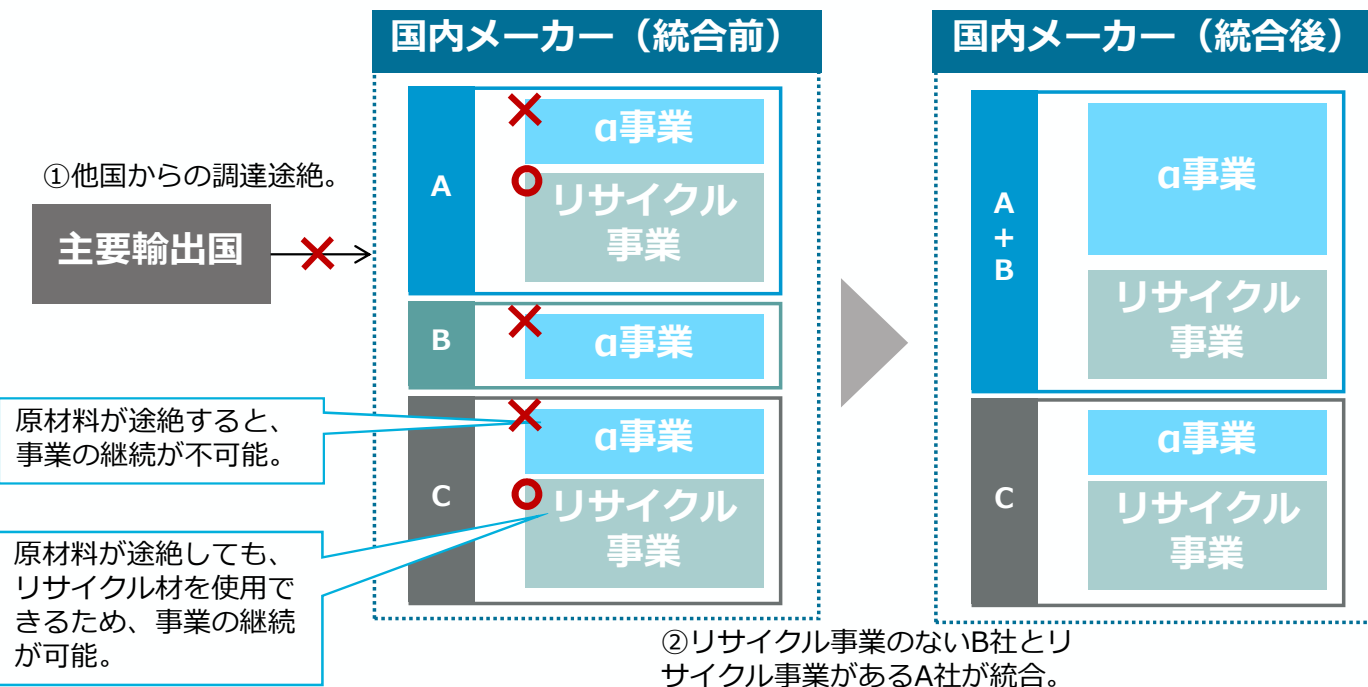
＜独占禁止法上の考え方＞

- 海外企業の競争圧力に対抗しなければならないほど海外製品が販売されているという状況を踏まえると、輸入圧力が働く場合が多く、当該輸入圧力が十分大きいと認められる場合は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 輸入圧力が働くことのみで独占禁止法上問題とならないと判断できないとしても、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③需要者からの競争圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑫) 事業の安定性・持続性を考慮した業界再編

- 事業に不可欠な重要原材料につき、国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより調達途絶リスクに接した場合に当該原材料を使用し、製品Xを製造するa事業だけを行う企業が、a事業に加え、当該原材料の代替となるリサイクル材を使用し、製品Xを製造するリサイクル事業を有する競合他社と統合する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：リサイクル事業を有さない企業は、調達途絶によりa事業の継続ができなくなるため、調達途絶下における供給継続のためにはリサイクル事業を有する企業と統合する必要がある。



想定業種・製品

あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品

論点

- 事業の安定性・持続性を考慮した業界再編が独占禁止法上問題となるか。

事例⑫ 事業の安定性・持続性を考慮した業界再編

事業に不可欠な重要原材料について、国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる調達途絶が顕在化した状況において、当該原材料を使用した製品Xの製造事業を有する国内企業が、製品Xの①製造事業及び②リサイクル事業の双方を有する国内競合他社と企業結合を行う事例

- ◆ リサイクル事業を有する企業とリサイクル事業を有さない企業との企業結合
- ◆ 重要原材料の調達途絶が発生すると、製造事業の継続は不可能となる一方、リサイクル事業の継続は可能



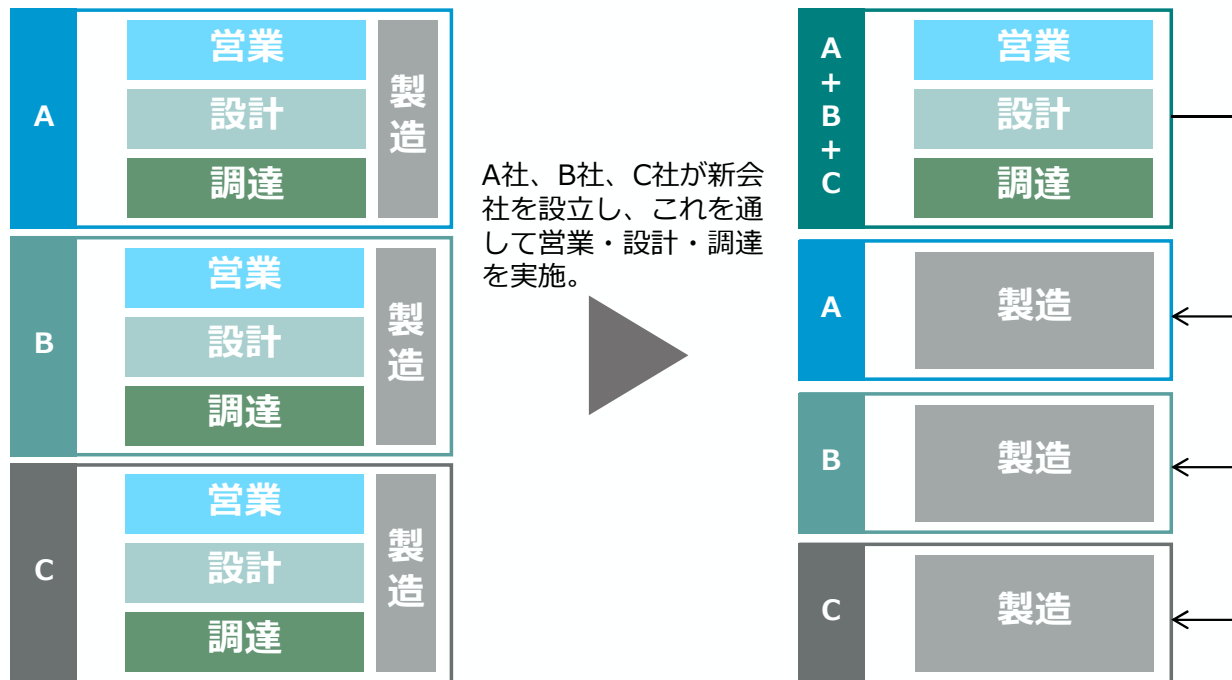
<独占禁止法上の考え方>

- 調達途絶の影響により、企業結合がなければ近い将来に市場から退出する蓋然性が高いことが明らかであり、競争を実質的に制限することとなるおそれが小さいと評価できる(いわゆる破綻企業の考え方が適用される)可能性がある。
- 破綻企業の考え方が適用される状況ではないとしても、当事会社の事業能力が弱いと認められるほか、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③需要者からの競争圧力、④輸入圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑬) 競争力を維持・確保するための統合・合併

- グローバル市場における競争に晒される中、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で新たに設立する会社が一括して営業・設計・調達等を行うとともに、各社がその製品の製造を分担して行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：新たに設立する会社を通じた効率的な営業・設計・調達等を行うことで生産効率を向上させ、国内企業の競争力を維持・確保することが必要である。



想定業種・製品

造船・舶用工業

論点

- 営業・設計・調達等を一括して行うための新会社を設立することが独占禁止法上問題となるか。

事例⑬ 競争力を維持・確保するための統合・合併

グローバル市場における競争状況の中、国内企業が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で新たに設立する会社が一括して製品の営業・設計・調達を行うとともに、各社が分担して製品の製造を行う事例



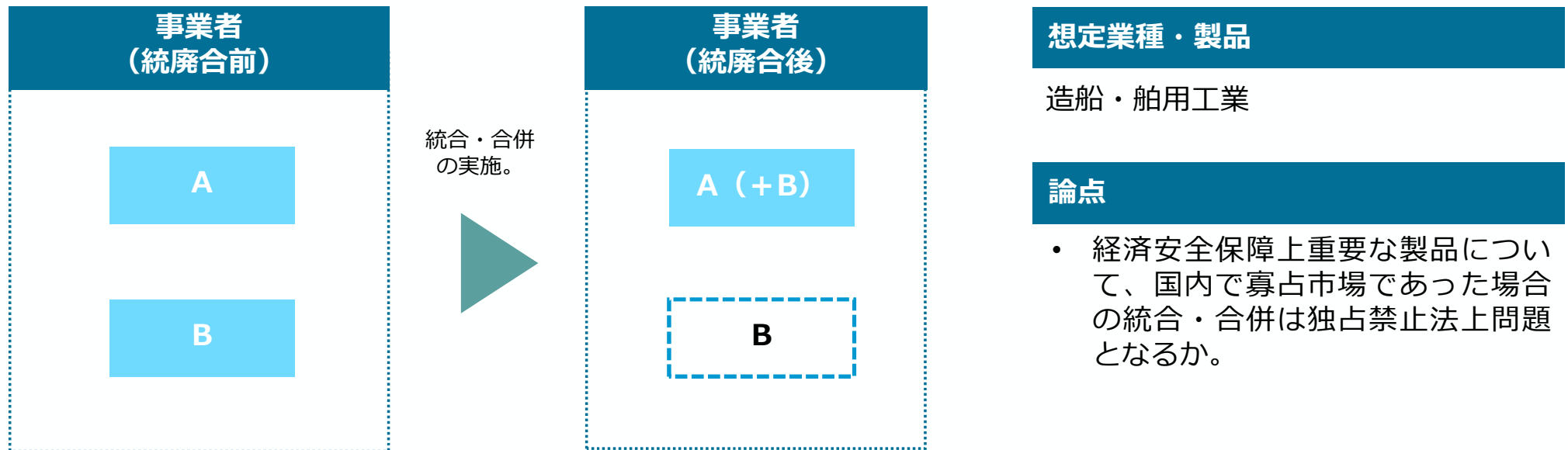
＜独占禁止法上の考え方＞

- 造船業（外航船）については、国境を越えて地理的範囲が画定される場合がほとんどであるが、海外に有力な競争者が存在し競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 舶用工業については、国境を越えて地理的範囲が画定され海外に有力な競争者が存在するなど競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。国内で地理的範囲が画定される場合には、供給先である造船市場における競争が活発であることから、需要者（造船会社）からの競争圧力が働くと考えられるほか、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③輸入圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑭) 国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

- グローバル市場における競争に晒される中、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にあるA社とB社が統合・合併する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：経済安全保障上重要な製品に関する研究開発・製造能力を失い、海外に依存することは経済安全保障上のみならず競争力確保の観点からも避けるべきであり、国内企業の統合・合併により維持することが望ましい。



事例⑭ 国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

グローバル市場における競争状況の中、国内企業が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にある2社が企業結合を行う事例



＜独占禁止法上の考え方＞

- 造船業（外航船）については、国境を越えて地理的範囲が画定される場合がほとんどであるが、海外に有力な競争者が存在し競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 船用工業については、国境を越えて地理的範囲が画定され海外に有力な競争者が存在するなど競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。国内で地理的範囲が画定される場合には、供給先である造船市場における競争が活発であることから、需要者（造船会社）からの競争圧力が働くと考えられるほか、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③輸入圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

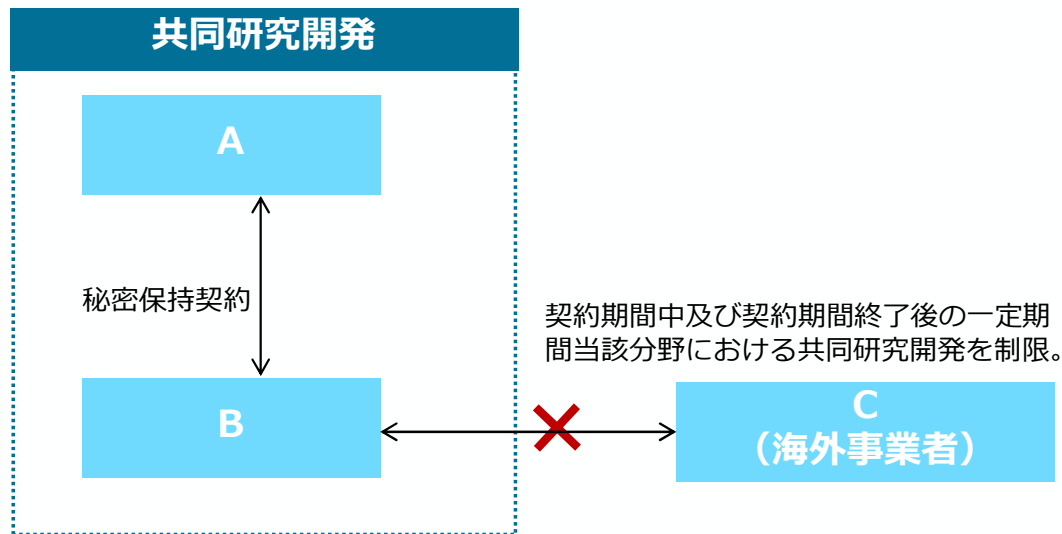
【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4



その他の想定事例

(事例⑮) 他社との共同研究開発の制限

- 国内事業者A社の技術を基にA社とB社で共同研究開発を実施するにあたり、契約期間中及び契約期間終了後技術情報が陳腐化するまでの一定期間は、B社がA社以外の事業者（特に海外事業者）との間で当該分野における共同研究開発を行わない旨合意する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：技術や当該研究の過程で得た情報が海外事業者へ流出することを避け、技術優位性・国際競争力を維持することが重要である。



想定業種・製品

日本が技術優位性や国際競争力を有する業界全般

論点

- 技術・情報の海外流出を防ぐという目的で、契約期間終了後もある程度中長期にわたって、海外事業者と共同研究を行わないように共同研究開発を制限する旨合意することが独占禁止法上問題となるか。

事例⑮ 他社との共同研究開発の制限

国内事業者A社の技術を基に、A社及びB社で共同研究開発を実施するに当たり、契約期間中及び契約期間終了後、技術情報が陳腐化するまでの一定期間、B社がA社以外の事業者（特に海外事業者）との間で同一分野における共同研究開発を行わない旨の合意を行う事例



<独占禁止法上の考え方>

- 経済安全保障の確保を目的に、共同研究開発終了後の合理的期間に限って、同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限することは、背信行為の防止又は権利の帰属の確定のために必要と認められる場合には、原則として独占禁止法上問題とならない。

【参考】「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」第2の2(1)ア⑨



參考資料

(参考) 過去の企業結合事例①

市場シェア100%となっても企業結合を認めた事例

- ・R4年度 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが進んでおり、需要が減少傾向にあること(隣接市場又は間接的な隣接市場からの競争圧力)等を考慮して認めた。
- ・H22年度 北越紀州製紙(株)による東洋ファイバー(株)の株式取得
※市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが着実に進行していること(隣接市場からの競争圧力)を考慮して認めた。
- ・H21年度 パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、問題解消措置、韓国及び中国からの輸入、ユーザーからメーカーへの価格要請の状況(需要者からの競争圧力)等をそれぞれ考慮して認めた。

海外企業との国際競争に直面している国内で寡占的な日本企業同士の企業結合事例

- ・R7年度 今治造船(株)によるジャパンマリンユナイテッド(株)の株式取得
→ 外航船(造船)
- ・R2年度 今治造船(株)及びジャパンマリンユナイテッド(株)による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等
→ 外航船(造船)
- ・H29年度 川崎汽船(株)、(株)商船三井及び日本郵船(株)による定期コンテナ船事業の統合
→ コンテナ船事業
- ・H28年度 出光興産(株)による昭和シェル石油(株)の株式取得及びJXホールディングス(株)による東燃ゼネラル石油(株)の株式取得
→ 石油製品
- ・H23年度 新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)の合併
→ 鉄鋼製品
- ・H23年度 (株)ジャパンディスプレイによるソニーモバイルディスプレイ(株)、東芝モバイルディスプレイ(株)及び(株)日立ディスプレイズの株式取得
→ 液晶ディスプレイ

(参考) 過去の企業結合事例②

国境を越えた市場を画定して企業結合を認めた事例(令和2年度から令和7年11月時点)

案件		分野
1	今治造船(株)によるジャパンマリンユナイテッド(株)の株式取得(R7年度)	外航船(造船)
2	ノボホールディングス・エーエス及びキャタレント・インクの統合(R6年度)	各種CDMOサービス
3	ヒューレット・パッカード・エンタープライズ・カンパニー及びジュニパー・ネットワークス・インクの統合(R6年度)	データセンタースイッチ、キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイント
4	シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収(R6年度)	各種半導体設計解析ソフトウェア(半導体)及び各種光学設計用ソフトウェア
5	ANAホールディングス(株)による日本貨物航空(株)の株式取得(R6年度)	日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
6	(株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得(R5年度)	日本発着の各路線の国際航空旅客運送事業及び日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
7	(株)リケンと日本ピストンリング(株)による共同株式移転(R4年度)	ピストンリング(船用工業)
8	ペガサス・ホールディングス・スリー・エルエルシーによるテネコ・インクの株式取得(R4年度)	多結晶質アルミナ繊維
9	今治造船(株)及び日立造船(株)による大型船用エンジン事業に係る共同出資会社の設立(R4年度)	外航船(造船)
10	マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合(R4年度)	PC向けOS提供事業
11	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシル트로ニック・アーゲーの株式取得(R3年度)	各種シリコンウェーハ(半導体)
12	DIC(株)によるBASFカラー & エフェクトジャパン(株)の株式取得(R2年度)	各種顔料
13	アナログ・デバイセズ・インクによるマキシム・インテグレートッド・プロダクツ・インクの株式取得(R2年度)	各種汎用アナログIC(半導体)
14	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合(R2年度)	腕時計型ウェアラブル端末用OS及びスマートフォン用OS
15	今治造船(株)及びジャパンマリンユナイテッド(株)による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等(R2年度)	外航船(造船)

(注) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394号)第1条により特定重要物資として指定されているものに関連する分野を太字にしている。

(参考) 過去の企業結合事例③

海外からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

・R5年度 三井化学㈱及び旭化成㈱による不織布事業の統合

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約45%(第1位)。このほか、シェア約25%、約20%などの事業者が国内に存在。)。
⇒近年中国や韓国からの輸入が増加し、主要輸入国からの輸入通関税も廃止されていることから、輸入圧力があるとして認めた。

隣接市場からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

・R6年度 前田工繊㈱による三井化学産資㈱の株式取得

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約85%(第1位)。このほか、シェア約5%の事業者2社が国内に存在。)。
⇒対象商品を用いる工法の割合は大きくなく、他の工法が存在することから、間接的な隣接市場からの競争圧力があるとして認めた。

需要者からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

・R5年度 三菱電機㈱及び三菱重工業㈱による発電機事業の統合

※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約50%(第1位)。このほか、シェア約25%、約5%などの事業者が国内に存在。)。
⇒需要者である電力会社は、適正と考えられる価格水準を算出できるなど価格交渉力を有することから、需要者からの競争圧力があるとして認めた。

効率性を勘案して企業結合を認めた事例

・R6年度 ㈱クボタによる日本鑄鉄管㈱の新設製造子会社の株式取得

※当事会社が主張した二酸化炭素排出量削減による効率性の向上について、グリーンGLに沿って検討し、効率性の3要件を満たすと認めた。

当事会社グループの経営状況を勘案して企業結合を認めた事例

・H30年度 ㈱USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシテム㈱の株式取得

※当事会社グループの合算市場シェアがほぼ独占となる(約90%(第1位)。このほか、シェア約5%以下の事業者が国内に存在。)。
⇒当事会社が債務超過であることなどから、近い将来市場から退出する蓋然性が高いとして認めた。

一定の取引分野の規模を勘案して企業結合を認めた事例

・H30年度 ㈱ふくおかフィナンシャルグループによる㈱十八銀行の株式取得

※当事会社グループ以外の競争者が実質的に存在しない離島地域が存在する。
⇒特定の経済圏における市場規模が極めて小さく、複数の事業者による競争を維持することが困難であるとして認めた。

問題解消措置を条件に企業結合を認めた事例

・R6年度 ㈱クボタによる日本鑄鉄管㈱の新設製造子会社の株式取得

※当事会社グループ間において機微情報が共有されないよう、機微情報へのアクセス制限、異動制限等を講じる等の行動的措置の問題解消措置を条件に認めた。